

地方団体に対して交付すべき平成二十七年分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令
 新旧対照表

○地方団体に対して交付すべき平成二十七年分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（平成二十七年分額の算定方法）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 平成二十六年度省令第三条第五項に規定する三月分の震災復興特別交付税の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。</p> <p>3 次条第三項の規定は、平成二十七年分額の算定について準用する。この場合において、同項中「平成二十三年度省令第一条」とあるのは、「平成二十三年度省令第一条（第一号から第十号までに係る部分に限る。）」と、「平成二十六年度省令第三条第三項及び前条第三項において準用するこの項」とあるのは「及び平成二十六年度省令第三条第三項」と、「平成二十四年度省令第一条の規定」とあるのは「平成二十四年度省令第一条（第二項第一号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定」と、「平成二十五年度省令第二条及び第三条」とあるのは「並びに平成二十五年度省令第二条（第一項第二十一号から第四十号までに係る部分を除く。）及び第三条（第二項第二十一号から第四十号までに係る部分を除く。）」と、「並びに前条第三項において準用するこの項の規定」とあるのは「の規定」と、「並</p>	<p>（平成二十七年分額の算定方法）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 平成二十六年度省令第三条第五項に規定する三月分の震災復興特別交付税の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。この場合において、平成二十七年分額の額が負数となるときは、当該額を零とする。</p> <p>（新設）</p>

びに平成二十六年令第二条及び第三条の規定により算定した額について」とあるのは「について」と、「平成二十五年分又は平成二十六年分」とあるのは「又は平成二十五年分」と、「第一項」とあるのは「前条第一項」と、「前項」とあるのは「前条第二項」と読み替えるものとする。

4) 第二項及び前項において準用する次条第三項の規定により減額し、又は加算した後の平成二十七年九月分の額が負数となるときは、当該額を零とする。

(平成二十七年三月分の額の算定方法)

第三条 略

2 前条第四項において平成二十七年九月分の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。

3 平成二十三年令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項、平成二十六年令第三条第三項及び前条第三項において準用するこの項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）、平成二十四年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十五年令第三条第三項及び前条第三項において準用するこの項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）、平成二十五年令第二条及び第三条の規定により算定した額（平成二十六年令第二条第三項及び前条第三項並びに前条第三項において準用するこの項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）並びに平成二十六年令第二条及び第三条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年分、平成二十四年度分、平成二十五年分又は平成二十六年分の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められると

(新設)

(平成二十七年三月分の額の算定方法)

第三条 略

2 前条第二項において平成二十六年九月分の額から減額することができない額がある場合には、当該額を前項の規定に基づき算定した額から減額するものとする。

3 平成二十三年令第一条の規定により算定した額（平成二十四年度省令第一条第四項、平成二十五年度省令第三条第三項及び平成二十六年令第三条第三項において準用するこの項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）、平成二十四年度省令第一条の規定により算定した額（平成二十五年令第三条第三項及び前条第三項において準用するこの項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）、平成二十五年令第二条及び第三条の規定により算定した額（平成二十六年令第二条第三項及び前条第三項並びに前条第三項において準用するこの項の規定により減額又は加算した額がある場合には、当該減額し、又は加算した後の額）並びに平成二十六年令第二条及び第三条の規定により算定した額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上回り、又は下回ること等により平成二十三年分、平成二十四年度分、平成二十五年分又は平成二十六年分の震災復興特別交付税の額が過大又は過少に算定されたと認められると

4
5
略

きは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を、
第一項の規定に基づき算定した額（前項の規定により減
額した額がある場合には、当該減額した後の額）から減
額し、又は当該額に加算するものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

4
5
略

きは、当該過大算定額又は過少算定額に相当する額を、
第一項の規定に基づき算定した額（前項の規定により減
額した額がある場合には、当該減額した後の額）から減
額し、又は当該額に加算するものとする。

（改正省令附則）